

入札監理小委員会の審議結果報告

「国有財産総合情報管理システムの運用保守業務」

財務省の「国有財産総合情報管理システムの運用保守業務」について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要について

(1) 事業の概要

国有財産総合情報管理システムは、各府省で整備される利用端末と当該システムとを政府共通ネットワーク等で結び、台帳記録・決算等の国有財産関係業務を情報処理するほか、インターネットを通じて国有財産に関する情報を広く国民に提供するシステムである。本事業はそのシステムの運用と保守を行うものである。

事業の実施期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までを予定。

(2) 選定の経緯

運用保守業務の調達については一者応札が継続していることから、財務省にて改善に向けた取り組みが行われてきた（作業内容の見える化等）。

また、財務省行政事業レビュー公開プロセスにおいて、外部有識者から市場化テストを導入すべきとの指摘もあり、調達改善の一環として市場化テストの枠組みを活用することとした。公共サービス改革基本方針（平成29年7月11日閣議決定）別表にて、選定された。

2. 実施要項（案）の審議結果について

小委員会における主な論点とその対応は以下の通りである。

【論点1】

運用・保守の業務の内容から見て、両者ともに価格点と技術点比が1：3であるが、業務内容で区別した方が良い。（実施要項案 P011, P132/138）

【対応1】

「（情報システムの調達に係る）総合評価落札方式の標準ガイドライン」において、価格点と技術点の比率を引き上げる主な要件として、①業務の複雑性・多岐性、②複数の情報システムとの連携、③関係組織の多さ、があげられており、国有財産総合情報管理システムの運用業務においても技術力を必要としている。

- ・ガイドラインにおいて、技術点の配点は全体の3/4までとされているが、
- ・運用業務においてもガイドラインの要件を満たす技術力が必要になること
- ・一方、アプリケーション改修等を行わないため、システム開発にかかる技術力は必要ないこと

を踏まえると、保守業務と同レベルの技術力を求めるものではないことから、運用業務の価格点と技術点の比率を1：2へ変更することとした。

【論点2】

チャレンジャーが勝てるための評価の仕組みが必要。新規のアイデア等を評価する姿勢と表現が欲しい。
(実施要項案 P134, P138/138)

【対応2】

チャレンジャーを評価する取組みとしては、今回の調達により、創意工夫された提案に加点を手厚く出来るように見直しを行った。

さらなる取組みとして、「その他提案」の項目について、「業務改善提案」と「コスト削減にかかる提案」に分け、新規のアイデアにかかる評価を重視することとし、創意工夫に係る提案内容の配点を高めることとした。

【論点3】

運用マニュアル等の開示される情報のレベルは、他者が理解し運用できるか。
C I O補佐官と相談して進めて欲しい。
(実施要項案 P070, P071/138)

【対応3】

今回の調達において閲覧資料として開示する資料等については、資料閲覧時での事業者へのヒアリングやC I O補佐官に相談して、必要な対応を講じることとする。

今回の調達までには時間的に限りがあることから、次期機器更改等に向けて、C I O補佐官や他に協力を得られる者から意見等を徴して、他者（新規事業者）が理解しやすいドキュメント・マニュアルへ、さらなる見直しを行っていく所存である。

【論点4】

国有財産業務に関する必要な知識を有することとあるが、どの程度有しなければならぬのか。業務内容がWEBで開示されて、一般で分かるならば不要ではないか。
(実施要項案 P106/138)

【対応4】

統括責任者の要件を「国有財産関係業務に関する必要な知識を有すること」から「本システムの各システム機能にかかる業務（制度）を把握していること」へ修正した。

3. 意見招請による対応について

令和元年7月16日から8月6日の間、意見招請を行った結果、寄せられた意見はなかった。

以上